

佐賀県告示第 238 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 7 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
医療法人啓仁会橋本病院	神崎市神埼町本告牟田 2994-1	令和 2 年 3 月 1 日
鳥栖ユーカリ薬局	鳥栖市真木町 1988-8	令和 2 年 4 月 1 日
玄々堂内科・呼吸器内科	鳥栖市神辺町 1574 番地 2	令和 2 年 4 月 13 日
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町原古賀 1151-2	令和 2 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションいぬおサポート	鳥栖市萱方町 110 番地 1	〃
とも眼科	佐賀市兵庫南一丁目 22 番 11 号	〃
さかい薬局神埼店	神崎市神埼町枝ヶ里 76-1	〃
溝上薬局神辺町店	鳥栖市神辺町 1572-4	〃
溝上薬局本店	佐賀市水ヶ江 1-2-22	令和 2 年 1 月 1 日